　0304-02



一般社団法人日本原子力学会

日本原子力学会フェロー基金規約

2019年9月20日　第2回総務財務委員会承認

（目的）

第１条 本規約は，一般社団法人日本原子力学会（以下，「本会」という）フェロー企画運営小委員会規約（0204-02）により設立される，日本原子力学会フェロー基金（以下，「基金」という）にかかわる事項を定め，その適正な執行を確保することを目的とする。

（使途）

第２条　基金の使途は，日本原子力学会フェロー賞表彰，フェローのネットワークの構築と維持管理・運営，学生会員の活動支援,原子力学会誌（ATOMOΣ）の活性化,フェロー活動等に要する経費に限定し，基金の運営はフェロー企画運営小委員会がおこなう。

（構成）

第３条　基金は，次に掲げるものをもって構成する。

（１）基金とすることを指定された財産。

（２）本会のフェローをはじめとする会員，各種団体からの寄付。

（管理運用）

第４条　基金は，フェロー企画運営小委員会の決定に基づき，計画的に管理運用することとし，その管理運用にあたっては理事会の承認を得るものとする。

（改定）

第５条　本規約の改定は，フェロー企画運営小委員会が起案し，総務財務委員会の承認を得たのち，理事会に報告するものとする。

附則

１　平成19年9月12日　第19・2回総務財務委員会起案，平成19年9月19日　第490回理事会承認，同日施行

２　改定履歴

1. 平成22年2月18日　第507回理事会承認
2. 平成22年9月2日　第1回フェロー企画運営委員会承認
3. 平成28年11月11日　第2回フェロー企画運営小委員会起案，平成28年11月17日　第5回総務財務委員会承認，平成28年11月30日　第5回理事会報告

　④ 2019年5月17日　第4回フェロー企画運営小委員会起案，2019年9月20日　第2回総務財務委員会承認，2019年9月30日　第3回理事会報告

附則

１　平成23年3月23日改定の規約は，平成23年4月1日から施行する。

２　平成28年5月24日改定の規約は，平成28年6月1日から施行する。

３　2019年9月20日改定の規約は，総務財務委員会承認の日から施行する。